

ソフトウェア利用許諾契約書（評価版ライセンス）

本製品利用許諾契約書（以下「本契約」）は、下記条項で定義する本製品に関して、お客様と株式会社アクエスト（以下「当社」）との間で締結される契約です。本製品を利用された時点で、お客様は本契約のすべての条項に同意したとみなされます。お客様が本契約に同意されない場合は、本製品の利用はできません。本許諾は、製品の評価を目的としたライセンスであり、実際の開発や使用、再配布には別途ライセンスが必要となります。

第1条（定義）

本契約において、本契約において使用する用語の定義は、次の各号に定めるものとします。

- （1）本製品とは、「規則音声合成ライブラリ AquesTalk2 Win 評価版 Ver. 2.3」をいい、異なるプラットフォームのライブラリや異なるバージョンは含まれません。
- （2）お客様とは、本契約において法人又は個人を問わず、本製品を当社の許諾のもとに正当に入手された方をいいます。なお、法人の場合の関係会社はこれに含まれません。
- （3）本製品の「利用」とは、本製品の全部又は一部がコンピュータ又は装置デバイスで実行されることをいいます。
- （4）本製品の「複製」とは、本製品の全部又は一部がコンピュータ又は装置デバイスのメモリに読み込まれていること、又は永続的な記憶デバイスに保存されていることをいいます。

第2条（権利の許諾）

当社は、お客様に対し、本契約の諸条項に従うことを条件として、以下に定める権利を許諾します。

1. お客様が、当社の製品を採用する目的で、事前評価するために複製及び利用することができます。

第3条（禁止事項）

1. お客様は、本製品の全部または一部の再配布や、第三者に利用させることはできません。
2. お客様は、本製品の改変、リバースエンジニアリングをすることができません。
3. お客様は、本製品を含んだアプリや製品を第三者にデモンストレーションすることができません。

第4条（本製品の権利および譲渡禁止）

本製品に関わる著作権および著作隣接権その他の知的財産権は全て当社に帰属します。本契約により当社に帰属している権利の全部、一部がお客様に移転するものではありません。また、お客様は本契約に基づく許諾もしくは義務を第三者に譲渡することはできません。

第5条（免責）

1. 当社は、本製品のサポート、及び瑕疵またはその他の不備について修正を行う義務あるいは代替品を供給する義務その他損害賠償を含む一切の瑕疵担保責任を負いません。また、当社は、本製品に関して一切の動作保証、性能保証及び第三者権利の非侵害性保証を致しません。
2. 当社は、本製品の使用、複製、ならびに配布により生じた損害、または第三者に直接または間接的に生じた損害についても、法律上の根拠の如何を問わず、いかなる責任も負わないものとし、一切の保証、賠償を行わないものとします。
3. 当社は、本製品の機能に付随して利用できる各種情報・ソフトウェアやサービスをネットワーク経由で無償提供することがあります。当社は、かかる情報、ソフトウェアやサービスについて、安全性、正確性、および有用性を含む一切の保証を行いません。また、当社はおお客様の承諾なくそれらの提供を中断または終了することができるものとします。
4. 当社は、改良のために本製品の変更を予告なしに行うことがあります。

第6条（契約終了）

1. お客様は、本製品およびその複製物のすべてを破棄、抹消することにより、本契約を終了させることができます。この場合、本契約のもとでお客様が支払われた一切の対価は返還致しません。
2. また、お客様が本契約の条項に違反した場合は、本契約は自動的に終了し、当社はおお客様に対し損害賠償請求その他の法的措置を講じることができます。

第7条（管轄）

本契約に起因して生ずる訴訟の専属管轄裁判所は、東京地方裁判所とします。